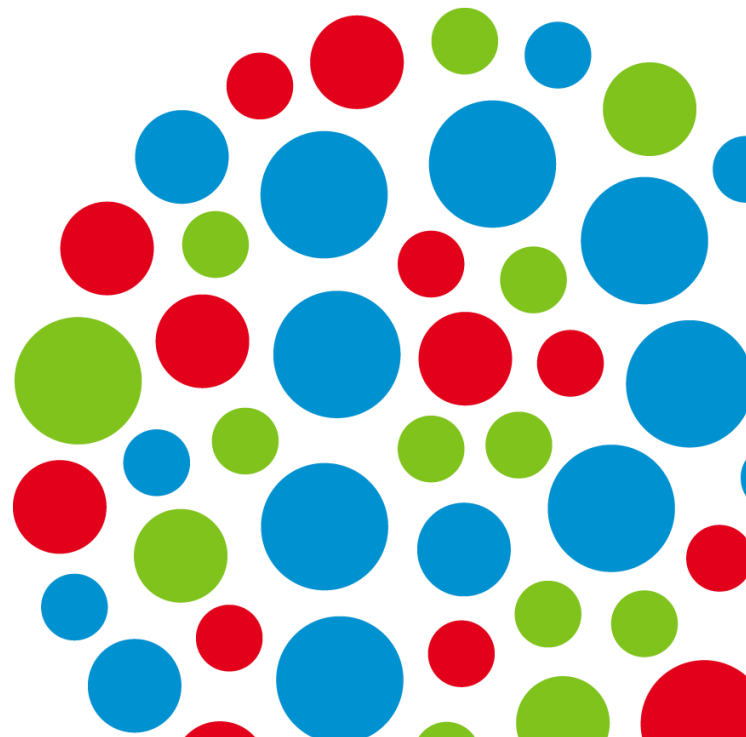


ゴールデン・レジデンス・パーミット・プログラム (ゴールデン・ビザ)

あなたの投資を歓迎いたします。



aicep Portugal Global



GOVERNO DE
PORTUGAL

MINISTÉRIO DOS NEGÓCIOS
ESTRANGEIROS



SERVIÇO
DE ESTRANGEIROS
E FRONTEIRAS

ゴールデン・レジデンス・パーミット 3
(ゴールデン・ビザ)について

目的 4
適用の対象

投資 5
必要条件

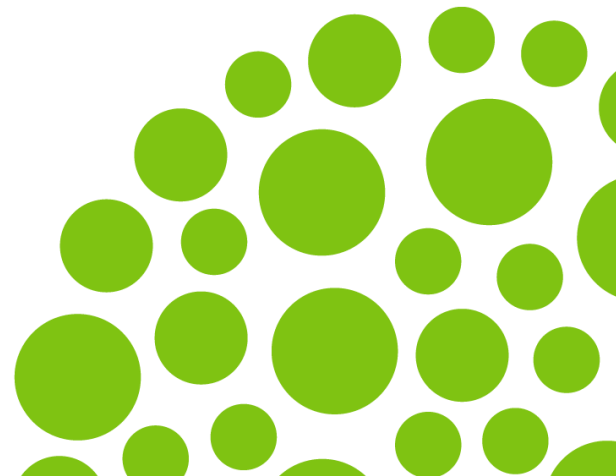
プログラムの期限 7

どこで申請するか 8

更なる必要事項 9

更なる利点 10

終わりに 11



ゴールデン・レジデンス・パーミット (ゴールデン・ビザ)

この新しい法制度は、2017年8月28日に施行されました。

外務省により、領事部、ポルトガル投資貿易振興庁
(AICEP)およびポルトガル移民管理局(SEF)を通して展開。

現行の法律: 法令102/2017 8/28

http://www.pgdlisboa.pt/leis/lei_mostra_articulado.php?nid=2806&tabela=leis&ficha=1&pagina=1&so_miolo



目的

外国からの投資の促進

安全な場所での居住、
旅行の機会を提供

公平でバランスの良い
提携の場を提供

適用の対象

EU諸国以外の国民で、ポルトガルでの投資活動を求めている国民



投資の必要条件

金銭上の条件

1. 100万€以上の資本投資*
2. 50万€以上の不動産投資** / ***
3. 10名のフルタイムあるいは同等の雇用の創出***
4. 35万€以上、築30年以上の不動産の取得、あるいは都市再生対象地域内で改装及び購入合わせて35万€以上の不動産の取得。** / ***
5. 国の科学技術システムに構成されている公的私的科学研究所の研究活動支援として35万€以上の資本金の移動 ***
6. 国の文化遺産の再生、保存についての芸術や文化活動支援として、25万€以上の資本金の移動 ***
7. 中小企業の資本化に向けた、投資ファンドまたはベンチャー・キャピタル・ファンドの株式取得の為、35万€以上の資本金の移動

必要な書類

1. 最低100万€の本人所有を証明する金融財産の銀行取引明細書、金融投資申告書、のいずれか
2. (不動産)権利書と(不動産)売買契約書
3. 社会保障の領収書
4. (不動産)権利書、(不動産)売買契約書と復興プロジェクトの政府の認証
5. 資金の移動を証明する、公的あるいは民間調査機関による公式声明書
6. 文化活動を支援する資金の移動を証明する、文化認定計画局戦略室による公式声明書
7. 権利書の本人所有が証明され、金融操作が登録された監査機関による公式声明書

* この投資は、ポルトガル金融機関において、また、ポルトガル公債、有価証券購入において保証金とすることができる。

** 共同所有者それぞれの投資が法定額を満たしている場合、不動産の共有が可能。

*** 低密度地域とみなされた地域においては投資の必要条件は20%低くなり得る。(Level NUTS IIIの地域: 人口密度100人/km²以下、あるいは一人当たりのGDPが国家平均の75%以下)

投資の必要条件

金銭上の条件

8. ポルトガルに新規に設立される会社への投資のため、35万ユーロ以上の資本金の移動
(最低3年間の雇用期間を保証する、5名のフルタイム雇用の創出も含む)

又は

ポルトガルに既に設立されている企業の株式取得のため、35万ユーロ以上の資本金の移動
(最低3年間の雇用期間を保証する、フルタイム雇用の増強、維持も含む)****

**** このプログラムは、既にポルトガルに本社を置く企業の株主もカバーする。条件が会社を通して成立する時、投資家の株式持分が、条件の評価に適用される。

必要な書類

8.雇用要件を満たした雇用保険記録及び、会社の定款書

プログラムの期限

ゴールデン・レジデンス・パーミット(ゴールデンビザ)は 初回は一時的居住権として1年間有効、その後続けて2年の期限で、2回の更新が可能。

初回申請以降:

- ⊕ 5年後、投資家は一時的居住権を2年延長するか、永住権を申請することができる。



どこで申請するか

事前登録をする : <http://ari.sef.pt>

法定代理人を通す場合はこちら:

<http://ari.sef.pt/Account/RegistoRepresentanteLegal.aspx>

そして

最寄りの地方局またはポルトガル移民管理局(SEF)の支所に予約を入れた上、本人あるいは法定代理人が申請書を届け出る。



更なる必要事項

書類:

- + パスポート又は他の有効な渡航文書
- + ポルトガル入国あるいは永住の法的証明書
- + 健康保険証書
- + ポルトガルにおける犯罪歴の確認を許可する表明書
- + 出生国政府発行あるいは1年以上在留する国の政府発行の無犯罪証明書
- + 税と社会保障の無債務証明書

申請者が遵守すべき条件:

- + 5年以上の投資の継続
- + 居住1年目には、7日間以上ポルトガルに滞在すること。2年目以降、2年間で合計14日以上滞在すること。

更なる利点

申請者が有する権利:

- + 家族呼び寄せ制度により、家族(一親等)の居住許可の申請
- + 合法的なポルトガルでの就労
- + シェンゲン協定加盟国地域内の旅行(移動)

さらに、ゴールデン・レジデンス・パーミット(ゴールデンビザ)所有者は、他の法的条件を全て満たした場合、永住権、あるいはポルトガル市民権を選択することができる。

あなたの投資を歓迎いたします。

詳細な情報はこちら：

Portuguese Communities

www.portaldascomunidades.mne.pt

ポルトガル投資貿易振興庁

Aicep Portugal Global – The Portuguese Trade & Investment Agency

www.portugalglobal.pt

ポルトガル移民管理局

Portuguese Immigration and Borders Service

www.sef.pt



aicep Portugal Global



MINISTÉRIO DOS NEGÓCIOS
ESTRANGEIROS

